

## 千代田区有地等活用検討会設置要綱

令和元年11月1日31千政施経発第272号

改正

令和2年4月1日2千政施経発第73号

令和6年3月19日5千政施経発第551号

(設置)

第1条 区所有建物及び区所有地（以下「区有地等」という。）について情報収集、意見交換等を行い、中・長期的な観点から区有地等の利活用の方向性を全庁的に検討するため、千代田区有地等活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 中・長期的な観点から区有地等の利活用（取得、管理及び処分を含む。）の総合調整に関すること。
- (2) 区有地等の状況把握に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は検討会を主宰し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 前項の場合において、委員長の職務を代理する副委員長は財産管理担当部長とする。

(検討会の招集等)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたとき、関係者の出席を求めることができる。

(検討結果の付議要求)

第6条 委員長は、検討した事案が、千代田区首脳会議の設置及び運営に関する規程（平成13年千代田区訓令第7号）第3条第2項に規定する事項と認められる場合は、所管部長に首脳会議（同規程第1条に規定する会議をい

う。)へ付議要求するよう求めるものとする。

- 2 検討した事案について主管する事業部が定まっていないときは、前項に規定する付議要求は、財産管理担当部長が行うものとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、政策経営部施設経営課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。  
(低未利用区有施設等検討会設置要綱の廃止)
- 2 低未利用区有施設等検討会設置要綱(平成29年5月1日29千政施経発第90号)は、廃止する。

附 則(令和2年4月1日2千政施経発第73号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月19日5千政施経発第551号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

役職	名簿
委員長	副区長
副委員長	財産管理担当部長(委員長職務代理者)
副委員長	教育長
委員	各部の長(財産管理担当部長を除く。)
委員	各部の担当部長(財産管理担当部長を除く。)
委員	政策経営部総務課長
委員	同部企画課長
委員	同部財政課長
委員	同部施設経営課長
委員	同部財産管理担当課長